

島本町ふれあいセンター等予約受付システム更改他 業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 委託業務名

島本町ふれあいセンター等予約受付システム更改他業務委託

2 事業目的

本業務は、島本町ふれあいセンター及び町営緑地公園住宅集会所の予約受付システム（以下「施設予約システム」という）について、利用者の利便性の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、オンライン上で仮予約を可能とするシステムに更改し、令和4年度から5年間、当該システムの利用等を行うことを目的とする。

この要領は本業務の実施に当たり、業務全般に対する技術的・人的能力を持ち、より高いノウハウと意欲を持つ委託先を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

3 委託業務内容

- (1) 施設予約システムASP導入
- (2) 施設予約システム更改に必要な機器等の調達
- (3) 上記(1)及び(2)の設置・設計・構築・作業等一式
- (4) 更改したシステム及び機器等の保守及び利用

詳細は「島本町ふれあいセンター等予約受付システム更改他業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

4 履行期間

契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月31日

ただし、「3 委託業務内容」の(1)から(3)までについては、令和4年3月31日までとし、(4)については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

5 実施場所

島本町ふれあいセンター

6 予算額

20,447,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けられないものとする。

7 プロポーザルの形式（公募型・指名型の別）

契約事業者は、次項の条件を満たす事業者を対象とした公募型プロポーザル方式により決定する。募集は、本町ホームページに掲載し、公表する。

8 参加資格

次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 令和2・3・4年度の島本町競争入札参加資格者（業務委託）であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
契約を締結する能力を有しない者とは次に掲げる者をいう。
 - ア 成年被後見人
 - イ 被保佐人
 - ウ 被補助人（ただし、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者）
 - エ 未成年者で営業の許可を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当していないこと。
- (4) 過去に公共施設等の予約システムの構築又は更改に係る業務の実績があること。
- (5) 本業務を実施するについて、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可、登録等を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者、また、島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。
- (7) 本業務において扱う情報の漏洩や紛失、改ざん防止のため、関連法令、規定等を遵守するほか、次のいずれかの公的資格を有していること。
 - ア 個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001）
 - イ 情報セキュリティマネジメントシステム（JISQ27001）
- (8) 島本町建設工事請負業者指名停止要項に基づく指名停止等の期間中でないこと。

9 スケジュール

項目	日程
実施要領の配布開始	令和3年 7月21日（水）
参加表明書等の提出期限	令和3年 8月 4日（水） 17時30分まで
質問票の提出期限	令和3年 8月 6日（金） 17時30分まで
質問書回答日	令和3年 8月13日（金） までに随時
企画提案書等の提出期限	令和3年 8月23日（月） 17時30分まで
審査	令和3年 8月31日（火）
選考結果の通知	令和3年 9月上旬
委託契約締結	令和3年 9月上旬

10 選定手続

- (1) 参加表明書等の提出
 - ア 提出書類
参加表明書（様式1）

誓約書（様式2）
公共施設の予約システムの構築又は更改に係る業務の実績（様式3）
JISQ15001 又は JISQ27001 登録書の写し

- イ 提出期限
令和3年8月4日（水）17時30分までに必着
- ウ 提出方法
郵送（特定記録郵便又は簡易書留）

(2) 質問票の提出

- ア 提出書類
質問票（様式4）
- イ 提出期限
令和3年8月6日（金）17時30分までに必着
- ウ 提出方法
FAX、メール ※質問がない場合でも質問票に「質問なし」と記載し、提出すること。
なお、質問票を提出できるのは、参加表明書を提出した者に限る。
- エ 回答
令和3年8月13日（金）までに随時、総務・債権管理課よりメールで全参加者にプロポーザルに関する質問回答書（様式5）を送付する。
なお、質問がなかった場合は、回答は行わない。

(3) 企画提案書等の提出

- ア 提出書類
企画提案申請書（様式6）
委託業務全般に関する企画提案書（任意様式）
委託業務全般に関する説明、アピールしたい点などを簡潔にまとめたもの。
会社の主要業務実績、同種業務実績等について（様式7）
業務実施体制等を示す書面（様式8、様式9）
事業実施スケジュール（任意様式）
見積書（任意様式）
- イ 提出期限
令和3年8月23日（月）17時30分までに必着
- ウ 提出部数
正本1部と副本12部（計13部） ※副本は複写可
- エ 提出方法
郵送（特定記録郵便又は簡易書留）

1.1 審査

別途設置する「島本町ふれあいセンター等予約受付システム更改他業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において、評価基準表に基づき審査する。

なお、提案事業者が1者のみであった場合にも公募は成立することとし、プロポーザルにおける評価が6割以上であれば委託候補者とする。

提案の採否は郵送で通知する。

また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

プレゼンテーション審査

(1) 実施日

令和3年8月31日（火） ※時間及び場所は別途通知

(2) 実施方法

- ・事業者ごとに提案内容について15分以内でのプレゼンテーションを実施し、10分程度の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、追加提案や追加資料は認めない。
- ・説明者は3名までとし、質問に対し、適切に対応できる実務担当予定者が説明すること。
- ・パソコン、プロジェクタ及びスクリーンは町が手配する。
使用するデータは、8月26日（木）までに町に提出すること。

1.2 辞退方法

参加表明書の提出後の辞退については、令和3年8月27日（金）17時30分までに、辞退届を郵送で提出すること（任意様式）。

1.3 契約

町は、審査により選定された事業者へその旨を通知し（様式10）、本町の契約手続を経た上で、契約を締結する。選定された事業者以外の事業者には、選定に至らなかった旨を通知する（様式11）。なお、選定された事業者と協議が整わない場合は、評価点が高かった者から順に協議を行うこととする。

1.4 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ・提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
- ・予算額を超えるもの。
- ・記載すべき事項の全部又は重要な一部が記載されていないもの。また、虚偽の記載があることが確認されたもの。
- ・本業務に関して、事務局員又はプロポーザル審査員に直接、間接を問わず不正な要求又は接触を求めたもの。
- ・審査の公平性に影響を与える関係又は行為があったと認めたもの。
- ・他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行ったもの。
- ・参加要件を欠くことになったもの。
- ・その他審査に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行ったもの。

1.5 情報公開基準

- ・提出された書類について情報公開請求があった場合には「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき、公開の対象となる。なお、選定結果については、選定された事業者及び選定に至らなかった事業者を問わず、事業者名及び点数（合計点数及び項目別点数）については、全て公表する。

16 その他の留意事項

- ・ 選考及び審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- ・ 本町は郵便、電子メール等に関する通信事故については、いかなる責任も負わない。
- ・ 本プロポーザルに参加する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・ 提出された書類は、返却しない。
- ・ 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲で複写することがある。
- ・ 選定された成果物に係る著作権は、本町に帰属する。
- ・ 応募に当たり作成するデザイン案等で使用する素材については、著作権や肖像権等の許諾関係は全て事業者の責任において適切に処理すること。
- ・ 業務に関して知りえた一切の情報について、第三者に開示し、又は漏えいすることを禁じる。
- ・ この要領に定めのない事項又は計画の変更の必要性若しくは疑義が生じた事項については、本町及び受託者で協議して処理する。
- ・ 令和3年度は、3(1)から(3)までの業務に係る委託料については、9,742千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として支払うものとし、3(4)に係る費用は令和4年度から令和8年度末まで月払いで支払うものとする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況により、スケジュールの変更等を行うことがある。

問合せ及び書類提出先

島本町 総務部 総務・債権管理課
〒618-8570
大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL : 075-962-0373
FAX : 075-962-5156
Mail : soumu@shimamotocho.jp